

子どもたちを見守る気付きの知識を身に付けませんか

地域の家族見守りサポーター養成講座

●申し込み・問い合わせ先 子ども家庭課 ☎096(248)1199

子育てに困難を抱える家庭は、社会環境や生活様式の変化も影響し、これまで以上に増えています。しかし、ヘルプを出せずに困っている家庭もあり、早期発見・早期対応のためには、地域に住む皆さんの気づきが必要です。子どもたちの置かれている現状について学びませんか。午前と夜間の1日2回講座を開催します。

子どもたちが安全・安心に暮らすことができる地域づくりにご協力をお願いします。

▼とき

午前の部 午前10時～11時30分
夜間の部 午後6時30分～8時

▼ところ

午前・夜間の部 市役所2階大会議室
※オンラインでも受講できます

▼対象

市内在住の人あるいは市内に勤務の人で、3日間の講座を受講できる人

▼募集人数

制限はありません

▼参加費

無料

▼申込方法

電話または申し込みフォーム



▲申し込みフォーム

▼申込期限

9月26日(金)

過去参加者の声

- ・自分の幼少期と現在では児童への対応が異なる部分があったので勉強になった。今回得た学びを実践し、地域の見守りに生かしていきたい。
- ・虐待がどういう状況で起きやすいのか、虐待を受けた子どもがどのようなケアがあれば、虐待の連鎖が起きないのか、その後の成長に悪影響を及ぼさないのか。とても大事なことが分かった。

養成講座日程

講師 九州ルーテル学院大学 教授

とき	内容
10月15日(水)	『子どもを取り巻く現状』 講師 永野 典詞さん
10月21日(火)	『虐待児のこころと身体について』 講師 古賀 香代子さん
10月27日(月)	『地域における気づきと支援』 講師 いわなが やすし 靖さん

※託児はありません

※本市と九州ルーテル学院大学は包括的連携協定(課題解決に向けて協力する協定)を結んでいます

男女共同参画推進懇話会

男女共同参画推進懇話会

古庄 義晃さん

本年度、市PTA連絡協議会の代表として男女共同参画推進懇話会に参加することになりました。さっそくこのような機会をもらい、何を書こうかと思っていたところPTA関連で思い出したことがあります。

皆さんはPTAに『母親部長』という役職があったことを知っていますか。

実は私がPTA役員デビューから2年間務めた役職です。会長を補佐する重要な立場なのですが、女性限定の役職ではありませんでした。まわりにも多くの「男性の母親部長」がいました。

今では時代にそぐわないと見直され『家庭部長』という名称になりましたが、昔はPTA会長を男性が務めることが多かったため、女性の参画を促し意見を反映するという男女共同参画の視点から作られた役職だったそうです。私と男女共同参画とは、意外と縁があっ

たのかもしれないと感じています。

ちなみに、令和7年版男女共同参画白書によると、PTA会長に占める女性の割合は、平成20年が10%、令和6年は20・3%となっていました。全国的に、PTA会長として活躍する女性の割合が増えており、男女共同参画が少しずつ進んでいるとみることもできそうです。

話は変わりますが、わが西合志南中学校PTA執行部には、活動に関して伝え続けていることがあります。それは、「できる人が、できる時に、できることをやろう」です。誰かが犠牲になるわけでもなく、誰かに押し付けるということのないPTA活動を続けていければと思っています。

PTA役員・委員会活動、家庭、職場、どこにおいてもお互いを理解し、尊重し、協力し合うことが男女共同参画にも通じ、子どもたちの明るい未来につながると思っています。



▲市ホームページ
男女共同参画

若い世代の声を政治に届けよう

18歳、今日からあなたも有権者

●問い合わせ先 選挙管理委員会事務局 ☎096(248)1112

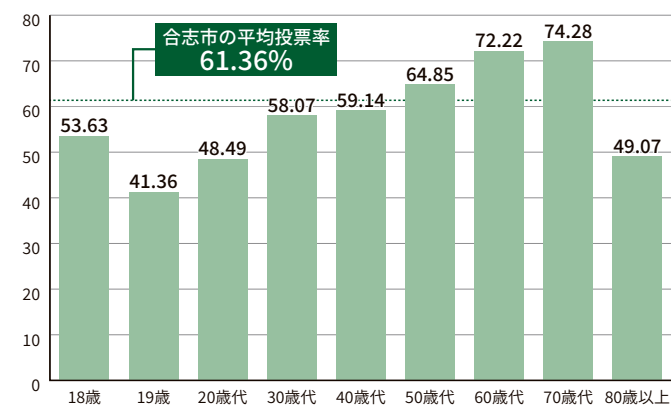
18歳から有権者

民主主義では、選挙権は政治に直接参加できる大切な権利であり、投票することで、政治を監視することができます。

直近の選挙の投票状況

しかし、現状ではその権利を放棄する人が多くなっています。左のグラフは7月に執行された参議院議員通常選挙の本市の世代別の投票率です。

令和7年7月20日執行 参議院議員通常選挙世代別投票率



平均投票率は61・36%で、前回(令和4年7月)に比べて9・96ポイント増加し、県平均を上回る結果となりました。県平均投票率も前回投票率を9・91ポイント上回りました。上のグラフから特に19歳以上20歳代以下の若年層の投票率の低さが目立ちます。一方で、18歳の投票率は53・63%と少し高くなっています。この主な理由は、初めて投票に行く期待感、学校などでの啓発の成果、家族からの誘いなどではないかと考えています。

あなたの一票を投じましょう

現在日本は、少子高齢化社会で、若い世代の人口が少なくなっています。国や市などの行方を決める選挙に若い世代の皆さんの意見を反映させるためにも、投票所に行き一票を投じましょう。

選挙管理委員会では市内の小中高등학교を対象に、選挙の出前授業を行っています。派遣依頼など、詳しくは選挙管理委員会事務局までお尋ねください。

こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(安全安心課内) ☎096(248)5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

エステサロン

事例1

昨年脱毛エステの契約をした。しばらく行かないうちに、サロンが倒産していた。まだ施術回数は残っている。支払いはローンを組み、今も払い続けている。施術が受けられないのに払う必要があるのか。

(20代 男性)

解説

事業者が倒産し破産手続きが開始されると事業者の財産は破産管財人(弁護士)が管理することになります。事業者と直接交渉はできないので、債権者届を管財人に提出し清算配当を待つことになります。

契約期間が終了しておらず、未施術がある場合はクレジット会社へ施術が受けられなくなったことを申し出て、支払いを一旦止めてもらいましょう。ただ、契約期間が終了した場合や支払いが完了していた場合は対応してもらえないケースがほとんどです。

割安だからと言って全額前払するプランを選択することは倒産のリスクがあります。慎重に検討しま

事例2

ネットで痩身エステの割引クーポンを見つけ店に行った。「今契約すれば永久に施術が受けられる」と勧誘され契約した。また、施術に必要だと言われ化粧品も購入した。3回受けたが、効果が感じられず解約したいと伝えた。中途解約はできたが、解約金の計算に納得いかない。

(30代 女性)

解説

契約期間が1カ月を超え、契約金額が5万円を超えた場合は、書面交付から8日間はクーリング・オフができ、契約期間内であれば未使用の関連商品も含め、中途解約ができます。永久に施術が受けられると勧誘があれば、その有償回数で中途解約の清算をする場合があります。契約する前に契約内容について説明を受け、納得して契約しましょう。

困ったときは消費生活センターへ相談して下さい。



▲市消費生活センター